

# 調 査 票

## 千 歳 自 動 車 学 校

入校にあたり、次の確認をさせていただきます。事実と反する場合、免許取得が無効となる場合がありますのでご注意ください。

### 1. 免許の有・無

☐ 持っていない ☐ 過去に持っていた ☐ 持っている「四輪（大・中・普） 二輪（大・普）、原付・大特」

### 2. 過去に持っていた方

\_\_\_\_ 免許を \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日（失効・紛失・取消）  
・失効の場合 新基準（総重量 5 t ・積載量 3 t ）の普通免許となります。〔仮免許入学（中型 8 t 限定）の方も同じ〕  
・紛失の場合 原則として再交付してください。（有効期限内の場合は再交付するまで入学できません）  
・取消の場合 欠格期間終了年月日 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
取消処分者講習を（受けた・受けていない） 申込済〔 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日予定〕  
法96条により学科試験の受験前 1 年以内に「取消処分者講習」を受けていなければ、学科試験は受験できません。

### 3. 現在免許証をお持ちの方

教習期間中、違反行為で免許又は取消になると教習ができなくなります。  
又、教習には必ず免許証をお持ちください。忘れると教習が出来ません。

### 4. 全員にお尋ねします。 ○ ×でお答えください。

☐ 無免許運転で捕まったことがある。（ \_\_\_\_ 回）  
\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月頃 \_\_\_\_ 場所で \_\_\_\_ 何を \_\_\_\_ 運転中  
\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月頃 \_\_\_\_ 場所で \_\_\_\_ 何を \_\_\_\_ 運転中  
交通事故や違反があり行政処分を受けることとなっている方は、学科試験に合格しても免許証がすぐに交付されない場合があります。  
☐ 障害者手帳を持っている。  
☐ 体及び手足に機能障害がある。  
☐ 信号の色が区別できない。  
☐ 角膜矯正レンズ（オルソレンズ）を使用している。  
☐ 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったり、病気を原因として発作的に身体のけいれん麻痺をおこしたことがある。病気を理由として医師から免許の取得を控えるよう助言を受けている。  
☐ 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週 3 回以上ある。  
☐ 過去 1 年以内に飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を 3 日以上続けたことが 3 回以上あったり、病気の治療のため医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが 3 回以上ある。

### ●個人情報の同意について

#### 利用目的

提出された書類等に記載された個人情報を当校が次の目的で使用します。

- ・道路交通法で定められた通常の教習業務を実施するため。
- ・教習所事業に関連する各種案内を送付するため。

# 誓 約 書

### ●退校処分について

・校内の秩序を乱し他の教習生の迷惑となる行為を行った者、又は入校後に無免許運転及び仮免許違反の行為を行った場合退校処分とします。

### ●転校・退校時等の料金精算について

- ・転校、途中退校の場合、入学金の払戻はしません。
- ・教習期限が過ぎた場合及び退校処分を受けた場合は、教習料金の払戻はしません。
- ・虚偽の申告（入学前の違反の不申告）をして免許取得が無効になった場合は教習料金の払戻はしません。

### ●自己負担について

- ・故意に建物、教材、車両等を破損し、又その他の行為により本校に損害を与えた者に対しては、弁済を求めることがあります。
- ・自動二輪車の教習は、その特殊性（単独走行であり、指導員による直接補助操作が出来ないこと）等から暴走や転倒等により負傷することがあります。この場合の費用等は、自己負担となります。

### ●未成年の方

- ・保護者に免許取得の承諾を得ていますか。 未承諾の方は承諾を得てください。

調査票の内容に間違いなく、各事項について承諾しました。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

入校者氏名

㊞